



# 和解書

■■■■ (以下「甲」という) と ■■■■ (以下「乙」という) 間の下記物件についての敷金返還請求事件に関し、本日次のとおり和解契約を締結する。

## 記

福岡県太宰府市 ■■■■ ■■■■ 404号室

1. 乙は甲に対し、解決金(79,114円)の返還義務のあることを認める。
2. 乙は甲に対し、前項の金員を平成23年4月22日限り、下記口座に振り込んで支払う。振込手数料は、乙の負担とする。

|     |       |      |
|-----|-------|------|
| 振込先 | 新生銀行  | 本店   |
|     | 普通預金  | ■■■■ |
|     | 口座名義人 | ■■■■ |

3. 甲乙間には、本和解条項に定めるほか、他に何らの債権債務も存在しないことを相互に確認する。

以上のとおり和解が成立したので、本和解契約の成立を証するために本書2通を作成し、署名捺印(記名押印)のうえ各自その1通を保管するものとする。

平成 23 年 4 月 11 日

甲 福岡県太宰府市 ■■■■  
 ■■■■  
 ■■■■  
 京都府京田辺市山手南2丁目1-4  
 ハチセンビル3号館303号  
 甲代理人 司法書士 長谷川 聡  
 (認定番号 第213094号)



乙  
 住所 太宰府市 ■■■■  
 氏名 ■■■■

